

近代化対応の一環としての立憲構想

—李曉東氏の『近代中国の立憲構想』を評す—

高 増 杰

1. 「立憲構想」への注目

李曉東氏は十年近く研鑽した結果として『近代中国の立憲構想』を出した。さすが長いこと時間をかけて思索と研鑽を重ねた甲斐があって、大きな意義を持つ研究成果になっている。特に作者は中国近代化過程における立憲構想に注目し、それを一つの思想的集約と見て、立憲活動の段階として捉える姿勢を見せている。この問題提起は十分に評価されるべきものであると思う。

中国近代化の歴史は長く、1840年のアヘン戦争以来既に160年経っている。試行錯誤を経て、現在軌道に乗ったかのように見えている。簡単に言うと、対外的には中国政府は責任のある国際社会の一員をめざして行動すると宣言している。国内の状況を見れば、社会革命あるいは意識革命の視野で見れば、市民社会への脱皮の兆しが見えつつある。振り返ってみれば、これまでの160年の間には断絶と連続があったが、実はこの間にラインが一本貫いているかのように見えるかと思う。私流の言葉ではあるが、それは伝統と西洋化の葛藤である。近代化の道を歩んできた中国は、一方では伝

統を守っていかそうとしてきた。他方では、いわゆるヨーロッパ文化の導入を試みてきた。実を言うと、これまでの中国は、ずっとこの両者の葛藤で揺れてきた一面があると思う。

この中国近代化の歴史については、これまでには様々な研究が行われている。その中、近代化対応の初期過程を大体三つの段階に図式して分けている。日本では、このような見方は1960年代に殆ど定説として一応定着している。具体的に言うと、ウェスタン・インパクトへの対応として、最初に洋務派が現れて、ヨーロッパ文化を受容する必要を認めつつ、「中体西用」の姿勢で対応していた。その後、その限界を自覚して、変法派が現れて、政治制度の領域もある程度ヨーロッパ文化の導入を試みたが、戊戌政変で失敗した。そして、その対立の面から革命派が出て、清の体制を倒して、中華民国を作り上げた。このように、近代化の試行錯誤は新しい段階に入る。60年代中頃、私が勉強していた時、先生方からも基本的にこの三段階論を教わった。

しかし、これについては、私は長い間す

つきりしない思いがある。洋務派を最初の対応とするならば、その後の対応として、「変法」という概念で括らないものがあつたのではないかと思われる節がある。私自身は厳復を中心に研究してきたが、特にこの感じが強かった。厳復は洋務派から出発し、福州船政学校で教育を受け、洋務派の末端として育ってきたが、その後洋務派の鬼子になって、洋務派を超越した。しかし、彼は超越したからといって変法派になったかということ、必ずしもそうではではない。むしろ当時の変法派の人たちと一線を画していた感が強い。

李曉東氏の著書『中国の立憲構想』でははっきりと指摘しているが、厳復は変法派の梁啓超とはあまり気が合わなかった。康有為とも同じである。康有為は厳復の翻訳した『天演論』を読んだが、あえてそれを無視して、自分は以前から進化論を読んでいたと宣言していた。要するに、厳復を認めたくない。変法派は光緒帝を担いで維新を展開していたが、それは日本の明治維新を手本としたところが多かったように見える。例えば、伊藤博文を天津から呼びつけて光緒帝にあわせたこともあって、日本をモデルとするところがあった。しかし、厳復はイギリス留学の経験者で、日本と関連のある人とは合わなかったようである。思想的に見ても、彼は変法派と少し異色な存在である。しかも革命派でもない。どこに位置付けるかがなかなか難しい。結論的に言うと、彼は読書人で、ヨーロッパ文化受

容の最初の啓蒙思想家であると同時に、儒学者の最後の代表者であると位置付けたほうが適切かと思う。

このように考えれば、従来の三段階論では、変法派と革命派の間には、中間的なものが抜けているようである。単純な三段階論でいくなれば、どうしても外れたところが出てくる。そこで調べたところ、野村浩一先生と溝口雄三先生は立憲という中間的なものについて留意して、研究を試みたが、従来の三段階から抜け出しはしなかったし、その試みもそれほど注目されなかった。

その文脈から言えば、李曉東氏の立憲構想の研究は大きな意味を持つ。李氏の立憲構想についての研究はこの中間的なものを浮き彫りにして、それを一つの時期あるいは一つの段階として捉えることによって、従来の図式を修正することができるかもしれない。つまり、変法派と革命派との間には、立憲構想をめぐって、様々な動きが現れて、色々な思想家または政治家たちは試行錯誤を試みた。時期的には短いかもしれないが、これを一つの段階として捉える。この段階をいれて、従来の図式を四段階にすることが適切ではないかと思う。簡単にいうと、洋務派、変法派、立憲の試み、そして革命派である。その意味で、李曉東氏の問題提起は大きな意義を持つもので、その立憲構想への注目を十分に評価したいと思う。従来三段階論を擁護する人たちは反撥するかもしれないが、客観的に見れば、

確かに立憲構想の時期はあったと考える。ただ、時期が短かったし、また孫文の活動が派手だったので、この立憲構想の試みは覆い隠されてしまったのではないかと思う。だから、李曉東氏著『近代中国の立憲構想』はこれを提示することで、大いに評価される必要があるであろう。

2. 伝統と近代の葛藤における進化

—伝統的受容の段階—

もし変法派と革命派との間に「立憲派」あるいは立憲構想の時期を入れるとすれば、思想史的に考えてみれば、立憲派、あるいは立憲を主張していた思想家はヨーロッパ文化の受容をめぐるどんな姿勢で対応していたのか、言い換えれば、立憲派の思想的特徴はどうなっているのか、あるいは逆に言えば、立憲派の考え方が成立するならば、この立憲を主張する思想家たちには必ず独特の思想的特徴を持っていることになるが、それは一体何であるのか。

一言で言えば、この立憲派は、伝統の単純なる否定でもなく、ヨーロッパ近代文化の無条件受容でもなく、李氏の話借りて言えば、伝統を生かしながらヨーロッパ文化を受容しようとしていたところにある。ウェスタン・インパクトに対して、それを否定する段階を超えて、受容しようとするが、ヨーロッパ文化への「誤読」をしながら、中国伝統の本源に遡って伝統を生かして受容しようとする。私はこの思考のパターンを「伝統的受容」と名付けたい。

李曉東氏は『近代中国の立憲構想』においてこの受容の姿勢を浮き彫りにして論じている。彼の言うところによれば、ヨーロッパ文化への対応として、最初には「附会」の段階があった。ヨーロッパ文化の主張しているものは実のところ「中国の古典にすでに存在しており、われわれの伝統から継承するのだ」との主張で、「洋務派が『用』のレヴェルで『附会』を行ったのに対し、変法派はさらに『体』のレヴェルでそれを行った。」それに対して、立憲派の思想家たちは「本格的に『西学』を学ばなければならないと主張した。」¹⁾しかし、その受容ではヨーロッパ文化に対する「誤読」が多く発生している。西洋文化を受容しようとするつもりでいるかもしれないが、伝統の再解釈を以って西洋文化を理解し、それを中国の現実に適用しようとする。これが立憲派の思想的特徴になっている。

このような思想的特徴があったからこそ、立憲派が成立することになる。李氏の『近代中国の立憲構想』では綿密な分析を通してこの思想的特徴を裏付けているが、この提示は非常に重要なもので、十分に評価すべきところであると思う。

段階論の図式を借りて言えば、近代初期にはヨーロッパ文化受容の姿勢は徐々に変化してきた経緯があったと言える。最初には「附会」論が現れた。その基本的な考え方は西洋文化を認めたくないというところにある。西洋文化は「蛮夷」のもので、われわれの祖先の古典に元々すでにあったと

主張する。つい最近までにもこの附会論的な話を聞くこともある。例えば、アメリカでコンピューターが現れて流行したが、それはスイッチのオン・オフで、昔の中国哲学思想の陰陽から来ているのではないかと主張する人もいる。附会論そのものではないが、発想は似通っている。19世紀には中国では一時附会論がはやっていた。たとえば、清の高級官僚である傅龍雲は世界20数ヶ国を回って考察したが、結論的に「世界は非常に大きく、様々な新しいものができているが、それはいずれも我々の祖先の時代にあったものである」と帰朝してから報告した。

附会論は比較的短い時期で終わったが、その次は洋務派の時代に入った。その代表的な人物は李鴻章や、左宗堂と後の張之洞等であるが、太平天国の農民蜂起を鎮圧する過程で西洋式の兵器とその軍事技術を認めて、その導入を展開したのである。いわゆる「洋務運動」である。19世紀の60年代から90年代にかけて、兵器の購入だけでなく、軍事関係の施設と教育機構が相次いで作られて、いわゆる「同治中興」が現れた。考えてみれば、ヨーロッパ文化への対応として、物的側面受容の段階であると言える。しかし、その後、90年代の中日甲午戦争（日本では日清戦争とよばれるもの）の失敗が象徴したように、単なる物的側面の受容は行き詰まってしまった。

そこで現れたのは、変法派の制度的側面の受容である。康有為と梁啓超を中心とし

て、いわゆる変法派の人たちは光緒帝を担いで、教育制度と経済関係諸制度ならびに「制度局」なる国会に似通った機構の設立等を構想して、制度面での受容を試みたが、これは保守勢力の鎮圧によって失敗に終わった。後に孫文は革命を唱えて、意欲的に欧米文化を受容し、導入しようとしていたが、ある意味で言えば、広範な分野におけるヨーロッパ文化の受容を試みた段階に入る。たとえば、孫文の共和制の構想については、北一輝がアメリカ的思考方を鵜呑みにしてその写しであると断定して反発していたことからその消息が窺えるであろうと思う。

物的あるいは制度面に限った受容を乗り越えて、孫文のような意欲的受容までには、その中間的、過度的な受容姿勢があるはずであるが、それが立憲派の構想で示している受容姿勢である。彼らはヨーロッパ文化そのものを認めてはいるが、そのまま持ってくるのではなく、思想的葛藤を通して伝統の中にそれに似通ったものを探し出して、両方を比較しながら伝統をいかして、新しいものを作り上げていく。具体的にいうと、ヨーロッパ文化を読み込んで、「伝統文化を活性化して」、そこから伝統の再解釈を行って、ヨーロッパ的な政治制度を導入すると李曉東氏は指摘しているが、この立憲派のヨーロッパ文化受容は正にこのような姿勢である。そこで、この変法派と革命派の間に立憲派を入れる図式も成立することになる。この意味からいえば、李曉

東氏の「伝統的受容」についての提示を評価したいし、新たに「立憲派」の図式も十分に研究する必要がある。李曉東氏の労作は伝統的受容の立憲派の存在を明らかにしているが、これは四段階図式の成立を裏付けるものとして評価されるべきである。

3. 伝統をいかす思考様式

『近代中国の立憲構想』では、立憲派の思想家たちの思考様式を祖上にのせて種々の分析が行われている。この立憲構想を主張する思想家たちは、ヨーロッパ文化と伝統文化との比較を通して、似通ったものを対象にして分析を行って、それを活用しようとしていた。たとえば、嚴復は「時局の極変を論ず」で「中国の道では西洋の自由ともっとも似ているものは何か」といって、曰く『恕』、曰く『絜矩』である。しかし、似ていると言ってもよいが、真に同じであると言っはいけない」と指摘している。言い換えれば、そのままの受容を考えてはいないが、それと似たようなものが伝統の中にあるので、それをいかして現代的にそれを活用させようとしている。嚴復の主張は立憲派の受容姿勢の代表的なものであると言えるかもしれない。

李曉東氏は特に「民本」思想の正当化を背景に国会の開設と憲法の制定を主張する立憲派の思想的分析を行っているが、彼らの思想的特徴はそこに現れている。これこそ伝統的受容そのものである。本書ではこ

の伝統的受容の姿勢を分析するために幾つかの範疇を提示して探っているが、ここでは特にその二つを取り上げて解析を行いたいと思う。

一つ目は自由と束縛である。李曉東によれば、立憲派の思想家たちは自由を解析し、そこから発生する自治を取り上げて、伝統を活用しようとしていたが、そこがこの伝統的受容の現われのひとつではないかと思う。嚴復は初期に儒学を非常に厳しく批判していた。彼の見るところでは、儒学の原理の基本は「競争鎮静」にある。天下の安定を維持するために、民の競争を鎮静するが、民の「自由」を奪っているし、民の能力を束縛しているので、結果的に中国は弱体化されてしまったのである。だから、嚴復は「自由」を中心にして彼の改革案を構想していたが、その基本は民への束縛を取り外して、民の能力を活性化させて解放しようとするものである。これが彼の「刑政」改革である。進化論の逆転による「自由」の発見を立憲構想の指針とするところに嚴復の思想的本領が現れている。この意味では李曉東氏が自由と束縛をキーワードにして立憲派の受容姿勢を分析したところに力点をおいていることを評価したいと思う。

二つ目は、礼と法の範疇である。私は伝統的受容の姿勢を分析するという意味でこれを評価したい。本書では「民本」思想の制度化を通して伝統の発掘とその活性化による近代化の実現を目指している立憲派の構想を克明に解析している。本書では礼と法

というキーワードで立憲派の思考パターンを明らかにしている。実は、これが立憲構想の眼目になっている。本書の範疇設定の方法とその綿密な分析は十分に評価する必要があると思う。

たとえば、嚴復はモンテスキューの『法の精神』を中国語に翻訳したが、忠実に翻訳したと同時に、随所に「按語」という形で彼の分析と読み込みを書き込んでいる。この「按語」から彼の受容姿勢を窺えると思うところが多い。この「法」についてもその通りである。「中国語では、物に是非があるが、これは『理』と言われる。国に禁令があるが、これは法と言われる。しかし、西洋の言語では共に『法』と言われる。」²⁾要するに、嚴復が考えたところでは、西洋で言っている「法」と中国語で言われている「理」は元々中身が同じものである。そして、彼の考察したところでは、「中国の思想は文字によって混乱をもたらされることが多々あるが、これだけは西洋の言語より優れている。西洋で『法』といわれているものは中国語において理、礼、法、制という四つの異なる用語に訳されるので、読者はこれを審らかにすべきである。」³⁾言い換えれば、嚴復の見たところでは、モンテスキューが法について分析しているが、法と言っても、これは中国の伝統文化から言えば、種々な中身が含まれていると理解すべきである。彼ははっきりと「西洋人が法と言っているが、実は中国の礼典も兼ねている」と主張している⁴⁾。しかし、

中国の歴史を見れば、モンテスキューが言っている「法」というものは、歴史上「刑」と理解されているものに当たる。その結果としては民を束縛しているものになる。このような思考を通して、嚴復は「刑政」の改革を主張していく。

一方、この法と礼の範疇とも関連しているが、実は梁啓超も同様にこの法について真剣に考えていた。彼は古典の伝統思想をヨーロッパ文化の眼鏡で再考察し、民衆の意思に沿うように治国の方策を決める手続きが中国の伝統にもあると発見し、近代化の方途を思索していた。要するに、彼は儒学の再解釈を通して中国の近代化の方策を考えていた。1910年代に梁啓超は『先秦政治思想史』を著して、儒学の「仁」を再解釈しているが、その考察によれば、いわゆる「人治」は上位者が勝手気ままに決めるのではなく、実のところ民の共通意思を基盤としているので、そこにはヨーロッパ諸国の民主というものに一脉通じているところがある。梁啓超はこのような思考様式で「新民」と「改革」を構想していた。李曉東氏はこのような分析を通して、「西洋のものを分析し、伝統の中でそれを発見・発掘し、その活性化を通して中国の近代化を推進していく」立憲派の思考様式を明らかにしているが、この範疇の設定は有効な分析方法として評価されるべきものである。李曉東氏の主張によれば、中国近代の立憲派の思想家たちは「自分の中の伝統に対して、決して自信喪失することなく」、「圧倒

的な西洋の衝撃のなかで、近代的な思想を受容しつつ、伝統を生かそうとする」のである⁵⁾。それぞれの文化の価値を認める意味では既に近代的な発想になっているが、伝統を生かしてそれを活性化させ、それを制度化する思索とその思考様式はまさに伝統的受容そのものである。西洋文化を粉々に切り離してその部分あるいは側面を受容する洋務派と変法派と区別する鍵になっているところである。立憲派の思想的特徴がそこにある。李曉東は幾つかの範疇の設定によって詳しく分析し、この受容の思考様式を明らかにしているが、彼のこの提示は大きな意義を持っているもので、立憲派の存在を立証する裏づけとなっている。

4. 中国近代の曲折

立憲派は一つの段階として扱うもう一つの根拠は、彼らの思考法が基本的に中国の伝統文化を受け継いでいるところにある。李曉東氏は彼らの政治的方途にそれを見出している。つまり、政治的対応としての「ストロングマン」への依存である。洋務派の時代には物的側面に限ってヨーロッパ文化を受容しようとしていたが、彼らは主として清朝政府の体制補強を目標としていた。変法派は光緒帝を担いでいたので、当然のこととして元々の体制の温存を狙っていた。その後の孫文になると、共和制を主張して、新しい責任のある政府の樹立を最優先課題としていたが、度々失敗を経験していた。立憲派の思想家たちはヨーロッパ

文化を伝統的受容の姿勢で対応していたが、政治の領域で中間的形態として「ストロングマン」を求めていた。たとえば、康有為たちは元々光緒帝を担いで立憲を構想していたし、嚴復は辛亥革命後の混乱に直面して、清朝政府の打倒を歴史的な誤算ととらえて、その時『虚君』にして共和を実行したらあるいは混乱が起こらないかもしれないと考えて、「中国には共和制が適しない」と言って、あくまでも強力な政府を構想していた⁶⁾。この点では、彼らは外の思想家と異なって、立憲派の思想的特徴の一つの側面を示していると言えるかもしれない。

近代化をいかに実現するかについては、たとえば、日本の啓蒙思想家である福沢諭吉は近代的国民の育成を課題としていたが、立憲構想を主張している嚴復や梁啓超等はあくまでも権力を思考の対象として、責任がある政府を中心にして彼らの改革案を構想していたのである。近代的国民という発想は彼らの思考の対象外と言えるかもしれない。李曉東氏は本書で立憲派のこのような政治的姿勢を明らかにして、彼らの思想的特徴を力説している。これも評価に値するところであると思う。

嚴復、梁啓超と楊度は本書で取り上げられている。彼らは内外危機の時代に生きていた。外部的には列強が攻めてきていた。国内的には種々の形で混乱が続いていた。当時の中国をまとめるためには、彼らはストロングマンを求め、責任のある政府を作

り上げようとしていた。その主体としては清朝政府でもいいし、革命政府でもいいので、とにかく中国をまとめることができる責任のある政府であればよい。彼らは富強の実現を最優先課題にしていた。これは彼らの悲願であるが、考えてみれば、これは悲劇でもあるように思われる。本書でも指摘しているように、彼らは「民本」主義の近代的制度化を試みたが、彼らの頭脳にあるものはあくまでも責任ある政府への期待である。

その意味では、彼らには大きな思想的限界がある。彼らは、国・政府・管理者を強い人に求めていた。民本主義とは言っているが、実のところ、彼は民を個人として認めておらず、民の活性を富強実現のための道具としているに過ぎない。彼らの発想の中に人間の発見はない。立憲派の思想家は国への期待が強いが、国民への関心を持っていない。これが中国近代化の曲折の根本的原因であるし、近代化の悲劇である。

立憲派の思想家たちは確かに民本主義の制度化を図ろうとしていた。しかし、その対象としての「民」はかれらの伝統的思索で除外されている。彼らは「国」という巨視的視野で「民」を捉えるのである。「民は貴を為し、社稷はこれに次ぎ、君は軽きを為す。」孟子はかつてこのように民の重要性を主張していたが、その「民」はあくまでも「国」の段階でとらえられているものである。ある意味では、この基本姿勢は中国近代初期に大いに障害をもたらしたの

である。

この「個人」としての民の欠落については、本書では参考文献として並べられているが、数年前、私は福沢諭吉との比較で嚴復の「民」の概念を分析したことがある。嚴復は束縛を取り外して「民」のエネルギーの放出を主張していたが、彼の頭脳にある「民」は複数的性格のもので、支配者の対極に位置づけられた受身の集団である。要するに、嚴復ら立憲派の思想家には「個人」の発見がないし、「個人」を認める姿勢も見えてこない。彼らは元々読書人で、儒学者なので、当然「民」を複数的集団と捉えるわけである。彼らは確かに「国」の富強を最優先課題としていたが、「民」はあくまでもその課題実現の手段としか考えられていない。この儒学的姿勢では到底中国の近代化は順調に進められることなく、その次の時代を待たねばならなかった。

この意味では、中国近代初期の思想を再検討する必要が出てくる。嚴復たちは近代初期に近代化を通して中国の富強を必死に求めようとしていたが、その後時代が進むにつれて、逆に新しい思想を貶してそれに強く反発していた。たとえば、嚴復は1910年代末期の五・四運動を批判的に捉えて、陳独秀と胡適等の類は「自ら鳴りて自ら止むに任せればよい」と言って、傲慢な姿勢で新しい思想家たちをからかっていた⁷⁾。実を言うと、五・四運動はこの「民」の捉え方をめぐって、それまでの複数的集団に対して、個人の自覚を目指している一

面がある。だから、立憲派の批判と反発を招いたことはわからないことがない。「民」を如何に捉えるについては、五・四運動は大きな境目になるとも言える。それまでの思想家たちは複数的概念で位置づけていたが、五・四運動の思想家たちは「個人」を析出して近代化実現の原動力と考えたかのように思われる。

これまでの研究では、五・四運動は中国におけるナショナリズムの自覚を象徴しているとされている。第一次世界大戦後、山東省での権益は中国返還されるべきであったが、日本はそれを手に入れようとしていた。これを契機に、中国の新しい青年たちは国を守るために立ち上がって、ナショナリズムの情熱に燃え上がった。日本の思想家吉野作造もこれを中国青年のナショナリズムの自覚と認めた。しかし、視野を変えて考察してみれば、それだけでなく、嚴復たちの限界を乗り越えて、五・四運動は新しい発見を見つけ出した。よく観察すると、五・四運動は種々の意味で中国近代初期の歴史を大いに進化させたものである。

この五・四運動においては、胡適は白話文学を唱えて、新文化の国民育成に乗り出した。魯迅はこれまでの歴史が人を喰う連続であると指摘して、儒学を徹底的に批判していた。周作人は「人間の文学」を主張して、文学における人間の本性を見つけ出そうとして、人間の発見を試みようとした。同様に、郁達夫は「新しい文学は人間である」とはっきり喝破して、「個人」の役割

を析出しようとした。この歴史的な前進はその後ずっと続いている。近年の例を言うと、80年代には上海の女流作家戴厚英は「ああ、人間」を題とする小説を書いて、人間が社会の本源であると叫び、人間の本性を発掘しようとした。この意味では、五・四運動は嚴復などを超越して、人間、特に個人としての人間の発見を試みている。歴史の見なおしが常になされているが、五・四運動のこの側面も十分に再評価される必要があると思う。嚴復は五・四運動の思想家たちを揶揄していたが、実は最も肝心なところを理解できなかった。嚴復たちは立憲構想を練っていたが、その時代の思想家たちはこの点で共通しているので、これも立憲派成立の裏付けになると思う。

5. 時代的思想としての立憲構想

李曉東氏の『中国近代の立憲構想』という著書は嚴復、梁啓超と楊度を取り上げて分析して、中国近代初期に「立憲派」と立憲構想の時期の存在を提示して、従来の三段階論に「立憲派」の段階を追加するよう問題提起を投げつけた。本書では、立憲派の思想的特徴と立憲派の最大公約数としての主張を分析して立憲派の裏づけとしている。

だが、実のところ、立憲構想は本書で取り上げた三人だけでなく、その時代の思想家たちが共通認識として共有していたものであったかもしれない。立憲構想は当時の歴史的段階の産物で、当時の思想的潮流に

なっていたかもしれない。立憲派の存在はそのような歴史的また時代的背景があつてのことである。もしも本書はその歴史的立場に立って広い視野で分析したならば、一層立憲派の存在理由を浮き彫りにすることが出来たかもしれない。

本書ではすでに指摘しているが、立憲派の目標は基本的に民本思想の制度化として国会の開催と自治の実現にある。この目標提示は時代的要請として多くの思想家たちが注目したところである。

たとえば、康有為は国会の一種の便法として「制度局」の設立を主張していた。彼の言うところによれば、人望のある大臣、清朝貴族の人たちと影響力のある人物たちを集めて、制度局を作って、そこで種々の意見を出して議論し、政策決定の諮問にする。この制度局は明らかに彼の变法の一環として構想されているが、これも国会の変形であると言えるかもしれない。その他に、『日本雑事詩』で知られる黄遵憲もはっきりと「議院を開け」と主張していた。黄遵憲は湖南省で变法活動を展開していたが、日本の明治維新を手本にして近代的機構を幾つか作り上げた。彼は日本に倣って警察署を作って地方治安の維持にあたらせた。そして、彼は中央の段階で議会を開催する必要があると唱えていた。要するに、立憲派に属しないかも知れないが、当時の思想家あるいは政治家は国会の開催を共通目標として掲げた一面がある。

では、何故当時の思想家たちは国会の開

催を求めたか。本書では民本思想の制度化という側面でそれを分析しているが、実は儒学的知識を背景に持っていた当時の人たちは、一方ではヨーロッパ諸国の政治体制として国会を見ていたと同時に、儒学的発想で国会にあたる機構の設立を必要と認め主張していたとも言える。

たとえば、嚴復は「議院の開催」を唱えて国会の開催を主張していた。彼の認識から言えば、中国が弱体化しているが、その原因の一つは「上下隔絶」にある。上の考え方は下に伝わらないし、下の状況も上に上がってこないのので、政府と民間は意思疎通が阻害されている。これを解消するために意思疎通の機構として国会の開設を必要としている。彼らの構想では、国会を開催して、各種の人たちの代表を送り込んで、意見を出し合ったり、議論したりする。そこで、上は下の状況を把握し、下もそこを通して上に要望を伝える。このようにして、中国全体の上下は意思疎通が出来て、一丸となることが出来る。これが富強実現の前提条件として見られていた。

同時に、国会開催のもう一つの理由は人材登用のためである。嚴復の見たところでは、当時の中国に人材が足りないのので、富強の実現にとっては、これが大きな障害である。彼の発想としては、国会が開かれて、種々の人材が送り込まれるので、適当に選別して適材適所で人材を登用することが出来る。民本思想の制度化を除いて、当時の思想家は現実的政策提言として国会の開催

を主張していたとも言える。逆に言うと、国会の開催は立憲派だけでなく、当時の一種の思想潮流として唱えられた一面もある。

自治への注目も同様である。本書では民本思想の制度化として自治を捉えている。当時の思想家として自治に言及するものが数多くいる。嚴復は自治を非常に重要視し、彼の改革構想の鍵としている観がないでもない。彼は民の生産活動と生活を自治で行わせ、自治を通して民のエネルギーを放出して、富強への実現へつないでいくと主張した。考え方が少しずつ異なっているかもしれないが、他の思想家もこの自治を強く唱えていた。たとえば、康有為は変法派の中心人物であるが、改革構想の一環として自治を提示していた。康有為は第二回目の光緒帝への上奏文で三か条の提案を出しているが、その第二項は「各地の地方長官の改革に任せる」と提言している。これも一種の自治で、主として地方自治を主張している。彼の提言では、地方は地元の実情に合わせて施政を行うが、清王朝の中央政府はこれに干渉しないよう唱えられている。当時の康有為は中央政府に強い保守勢力が居座っているため、地方の革新勢力を支持するし、また地方から中央へと改革の波が押し寄せていくという戦略でこの地方長官自治を構想したのであろう。

嚴復は民の生産と生活を自治で行うと構想していたが、主として末端の自治を唱えている。その意味では、梁啓超も同じ発想

で末端の自治を主張していた。彼の言うところによれば、ヨーロッパの人は中国に自由がないと指摘しているが、実はそうではない。表では、中国では高度の集権で、皇帝がすべてを取り仕切っているように見えるが、実のところ「空が高く、皇帝が遠し」。末端ではそれぞれ地元の現状に合わせて勝手に処理している。その意味では、中国では相当の程度自治が行われる。このように、自治については、立憲派だけでなく、数多くの思想家は注目し、それについて考察を行って、富強実現のために自治を実施すべきであると唱えていた。このような思考は当時共通認識として共有されているとも言える。

他方では、当時の国際的状况を見れば、19世紀の末頃と20世紀の初頭には、立憲体制は日本、イギリスと数多くのヨーロッパ諸国等圧倒的に多くの国で敷かれているのに対して、たとえば孫文が主張したような共和制はアメリカぐらいで、少数派になっていた。当時中国について考察を行った北一輝が孫文の共和制をアメリカの写しと捉えて反発していたのも頷ける節がある。その意味では、立憲派の思想家たちは中国の富強を目指して、立憲、国会、自治等種々の施策を構想していたが、その時代の制約と条件に合わせて提示したのもであると言ってもよい。本書では立憲構想を一つの歴史的段階として把握しているので、その代表的な思想家を取り上げて分析を行っているが、実のところ時代的背景に視野を広げ

れば、その時代にはこの立憲の構想は時代
的思想として見られないこともない。

もう一つ見逃してはならないことがあ
る。清朝政府も体制側の動向として20世紀
に入ってから立憲政治への移行を計画して
いた。科挙制度の廃止、憲法制定の準備な
らびに内閣制の実施等は元々変法派が1898
年の段階に構想したものであるが、戊戌政
変で全部「乱党」の作為と決め付けられて
いた。しかし、今度は西太后は音頭を上げ
てそれを実行しようとした。国際的には列
強は圧力をかけていたし、西太后自身も義
和団事件で西安まで逃亡をして、下層の民
情をある下程度察知したことも一因であっ

たかもしれない。要するに、目的が異なっ
ていたが、清朝政府の体制側も立憲構想へ
と近づいた歴史的事実がある。言うまでも
なく、これは時代的要請によってもたらさ
れたものである。

このように見れば、李曉東氏『近代中国
の立憲構想』は立憲派に注目し、歴史の一
段階として立憲段階の存在を提示して、大
きな宿題を出してくれた。そのような捉え
方で本書の問題意識と研究方法を解析し
て、李曉東氏の労作を評価すると同時に、
立憲派存在の裏づけを明らかにしたつもり
であるが、これも大きな課題として今後議
論する必要があるが大いにあると思われる。

李曉東 著

『近代中国の立憲構想』

ISBN : 978-4588150418

316P 21×25cm

法政大学出版局、(2005-06出版)

注

- 1) 李曉東『近代中国の立憲構想』、法政大学出版局2005,5 p.11
- 2) 王 編『嚴復集』第四冊 「法意」への按語 中華書局1986.1 p.935
- 3) 同上 p.936
- 4) 同上 p.936
- 5) 李曉東『近代中国の立憲構想』、法政大学出版局2005,5 p.25
- 6) 王 編『嚴復集』第三冊 熊純如宛書簡 中華書局1986 p.635
- 7) 王 編『嚴復集』第三冊 熊純如宛書簡 中華書局1986 p.699

(GAO ZengJie)